

第四十一号様式（第八条関係）（A 4）

建築基準法第15条第1項の規定による

建築物除却届

（第一面）

知事 様

平成 年 月 日

除却工事施工者

郵便番号

住所

氏名

電話番号

印

※受付経由機関記載欄

(第二面)

【 1. 除却場所】

【 2. 除却予定年月日】 平成 年 月 日

【 3. 主要用途】 (1) 居住専用建築物 ()
(2) 居住産業併用建築物 ()
(3) 産業専用建築物 ()

【 4. 除却原因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他

【 5. 構造種別】 (1) 木造 (2) その他

【 6. 建築物の数】

【 7. 住宅の戸数】 戸

【 8. 住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 借家 (3) 給与住宅

【 9. 建築物の床面積の合計】 m²

【10. 建築物の評価額】 千円

(注意)

1. 第一面関係

- ① 除却工事施工者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 ② ※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

- ① 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。
 ② 3欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。
 ③ 3欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	0 1
居住専用住宅附属建築物（物置、車庫等）	0 2
寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く。）	0 3
寮、寄宿舎、合宿所附属建築物	0 4
他に分類されない居住専用建築物	0 5

- ④ 3欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分	記号
農林水産業	1 1
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	1 2
	1 3
製造業	1 4
	1 5
	1 6
	1 7
	1 8
	1 9
電気・ガス・熱供給・水道業	2 0
	2 1
	2 2
	2 3
情報通信業	2 4
	2 5
	2 6
	2 7
卸売業、小売業	2 8
金融業、保険業	2 9
不動産業	3 0
	3 1
宿泊業、飲食サービス業	3 2
	3 3
教育、学習支援業	3 4

	その他の教育及び学習支援業（社会教育に限る。）	3 5
	その他の教育及び学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	3 6
	その他の教育及び学習支援業（記号3 5及び記号3 6に該当するものを除く。）	3 7
医療、福祉	医療業、保健衛生	3 8
	社会保険・社会福祉・介護事業	3 9
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）郵便局	4 0
	学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体	4 1
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	4 2
	娯楽業	4 3
	宗教	4 4
	物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。）、協同組合、サービス業（他に分類されないもの）（記号4 1及び記号4 4に該当するものを除く。）	4 5
	国家公務、地方公務	4 6
他に分類されないもの	9 9	

⑤ 4 欄、5 欄及び8 欄は、該当する番号を○印で囲んでください。